

ISHIDA まちづくり ニュース

第42号(平成19年12月) (株)石田技術コンサルタンツ

まちづくり3法の本格的運用開始！

～まちづくり3法の全面施行と活用状況～

まちづくりニュースでは、第23号(平成18年5月)で「まちづくり三法について」として、改正3法の概要を紹介し、第26号(平成18年8月)で「まちづくり3法における土地利用規制」として、都市計画法・建築基準法の改正内容と段階的施行について紹介しました。

そして、今年の11月末で改正3法が全面施行され、全国で中心市街地をはじめとするまちづくりの取組みが展開されていく環境が整いました。

しかし、全国での取り組み状況を見ると、現状では中心市街地活性化のための取組みが活発になっているとは言いがたい状況にあり、制度をうまく活用している都市と様子見も含めて十分な取組みに至っていない都市の2極化が進みつつあると考えられ、特に東海3県は全国的に見て取組みが遅れている状況にあるといえます。

今回は、特に「改正中心市街地活性化法」に基づく取組み状況を整理し、今後のまちづくりを考察します。

改正3法のポイント(第23号再掲)

■都市機能の適正配置 ～秩序ある大規模集客施設の立地を図る～

都市計画法・建築基準法の一部改正により、

- ① 大規模集客施設(床面積1万㎡超の店舗、映画館、アミューズメント施設、展示場等)が立地可能な用途地域を近隣商業地域、商業地域および準工業地域に限定
- ② 白地地域での大規模集客施設の立地は不可
- ③ 新たな地区計画制度(開発整備促進区)による①②地区での大規模集客施設立地容認
- ④ 開発許可制度の見直し(大規模開発を許可できる基準の廃止)

■中心市街地の振興方策 ～実効性の高い区域への施策の集中～

中心市街地活性化法の改正(「中心市街地の活性化に関する法律」へ変更)により、

- ① 基本計画の内閣総理大臣の認定制度(認定基本計画)
- ② 中心市街地活性化協議会の法制化
認定基本計画を対象とした支援措置の大幅な拡充(認定基本計画以外の支援措置の縮小)

改正中活法に基づく取組み状況 (平成 19 年 11 月現在)

■ 中心市街地活性化基本計画認定地区 ()内は都市人口

- | | |
|--------------|----------------|
| ①砂川市(1.9 万人) | ⑩岐阜市(42 万人) |
| ②帯広市(17 万人) | ⑪和歌山市(37 万人) |
| ③青森市(31 万人) | ⑫高松市(42 万人) |
| ④久慈市(3.9 万人) | ⑬府中市(4.6 万人) |
| ⑤千葉市(93 万人) | ⑭山口市(19 万人) |
| ⑥長野市(38 万人) | ⑮豊後高田市(2.5 万人) |
| ⑦富山市(42 万人) | ⑯熊本市(67 万人) |
| ⑧浜松市(82 万人) | ⑰八代市(14 万人) |
| ⑨金沢市(45 万人) | ⑱宮崎市(37 万人) |

平成 19 年 11 月現在、全国で 18 地区(都市)で中心市街地活性化基本計画の認定を受けています。
東海 3 県では、唯一、岐阜市が認定を受けています。

全国的傾向から見ると、人口規模等とは関係なく、大都市圏以外での認定地区が多い状況にあり、「危機意識の高さ」が大きく影響していると考えられます。

なお、「中心市街地活性化協議会」の設置地区数は、全国で 70 地区(愛知 2 地区、岐阜 1 地区、三重 1 地区)であり、北海道(7 地区)や兵庫(6 地区)が多い状況にあります。

年間で 300 地区程度、現状で 2,000 地区程度が利用している「まちづくり交付金」の多くは中心市街地活性化のための都市再生施策として展開されていますが、「中心市街地活性化基本計画」の認定を受けた中で総合的な活性化施策に取り組んでいる地区は非常に少ない状況にあります。

まちづくり交付金の制度の中で中心市街地活性化のための施策の大半が対応できることから、積極的な基本計画認定の動きに繋がっていない面もあると考えられますが、民間が主体となった中心市街地活性化を組織的・総合的に展開し、公共事業との相乗効果を期待していく上において、「中心市街地活性化協議会」等の組織化は非常に有効であり、今後、より一層の中活法の活用が望まれるといえます。

なお、大規模集客施設の立地規制・誘導と中心市街地活性化施策との一体的実施がまちづくり 3 法が目指している展開であり、その具体的方策として各種事業・制度を総合的に展開するという活性化シナリオの策定が重要です。

そのためにも、中心市街地活性化基本計画の積極的活用が求められます。

当社は、「コミュニティコンサルタント」としての地域密着型業務実施の実績とノウハウを活かして、市町村のまちづくり戦略の実行およびコーディネート実施を強力にサポートします。

お問い合わせ・ご意見は、

㈱石田技術コンサルタンツ まちづくり担当

TEL ; 0568-73-1085

FAX ; 0568-73-1091

e-mail ; hasegawa_n@itcnet.co.jp

までお願いします。

当社は、

「頼れる！まちづくりのパートナー」としての

「コミュニティ・コンサルタント」

を目指しています。



株式
会社

石田技術コンサルタンツ